

徳島県告示第百六十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和七年三月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年三月二十一日

徳島県知事 後藤 田 正 純

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	延 長 （メートル）	供用開始の期日
4 4	三加茂東祖 谷山	三好郡東みよし町西庄字谷合 二〇八番一地从先から 同 一〇七番一地从先まで	一〇七・〇	令和七年三月二十一日